

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

（目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的発展のため、名古屋港管理組合では建設現場の労働環境改善及び将来の担い手確保に向けた取り組みの一つとして、完全週休2日制・週休2日制工事を実施する。

（対象工事）

第2条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象とし、令和6年10月16日以降に上申を行う工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく現場施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事
- (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

（週休2日制の形式）

第3条 週休2日の形式については、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和5年10月施行）」（以下「県実施要領」という。）第4条に準じて実施するものとする。

（取組内容）

第4条 取組内容については、県実施要領第5条に準じて実施するものとする。ただし、県実施要領第5条(2)の項目は実施しない。

（工事成績評定）

第5条 完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績表の「5. 創意工夫 I. 創意工夫」において評価する。明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

なお、評価の実施方法については、県実施要領第6条に準じて実施するものとする。

（取組証の発行）

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価し、受注者が取組証の発行を希望する場合は、監督職員は工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。

(週休 2 日の取得に要する費用の計上)

第 7 条 週休 2 日の取得に要する費用の計上については、次のとおりとする。

(1) 土木工事については、次により補正を行うものとする。

イ 休工状況の適用区分

週休 2 日制工事のうち、休日取得率に応じた休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4 週 8 休以上
28.5%未満の場合	4 週 8 休未満

ロ 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

休工状況の適用区分	4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	完全週休 2 日
労務費	補正なし	1.02	1.04
機械経費（賃料）		1.02	1.02
共通仮設費率		1.02	1.03
現場管理費率		1.03	1.05

※ 土木工事市場単価、土木工事標準単価、下水道工事市場単価の補正係数は別紙 1～3 による

(2) 港湾工事については、次により補正を行うものとする。

イ 休工状況の適用区分

経費補正を行う休工状況の適用区分は 4 週 8 休以上とし、次のとおりとする。

(イ) 4 週 8 休以上

契約締結日の翌日以降、最初の土曜日から始まり 4 週目の金曜日までで終わる 4 週間を 1 期間目とし、5 週目の土曜日から 8 週目の金曜日までで終わる 4 週間を 2 期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇（土曜日、日曜日、休日以外の 8 月の 3 日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、休日以外の 12 月下旬から 1 月上旬の 5 日間）の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までとする。

ロ 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費につい

ては、補正の対象としないものとする。

休工状況の適用区分	4週8休以上
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※ 港湾工事市場単価の補正係数は別紙4による

（対象工事への変更）

第8条 第2条(3)の理由で、本要領の対象外とした工事に限り、契約後に受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い対象工事とすることができる。ただし、変更協議による工期延長は行わない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年6月1日以降に発注する競争入札に付す工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月16日から適用する。

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日		
請 負 代 金 額	金	円	
工 期	着手	年 月 日	該当する週休2日制の形式を選択してください
	完了	年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日		
本 工 事 の 業 種			
週 休 2 日 制 の 形 式	☒	完全週休2日制工事	
	☐	週 休 2 日 制 工 事	
休 日 取 得 率	%		

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印

【別紙 1】

○ 土木工事市場単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

※ 「4 週 8 休以上」は通期、「完全週休 2 日」は月単位の欄を適用

【別紙 2】

○ 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
銅製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 F R P シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ハンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

※ 「4 週 8 休以上」は通期、「完全週休 2 日」は月単位の欄を適用

【別紙 3】

○ 下水道工事市場単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	規格・仕様	補正係数 			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂 基 礎 工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂 基 礎 工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

※ 「4 週 8 休以上」は通期、「完全週休 2 日」は月単位の欄を適用

【別紙 4】

○ 港湾工事市場単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

		市場単価 補正係数
1	底面工	1.03
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3	支保工	1.04
4	足場工	1.02
5	鉄筋工	1.04
6	吊鉄筋工	1.04
7	型枠工	1.03
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9	止水板工	1.04
10	上蓋工	1.04
11	伸縮目地工	1.02
12	係船柱取付	1.04
13	防舷材取付	1.04
14	車止・縁金物取付	1.04
15	係船柱撤去	1.04
16	防舷材撤去	1.04

		市場単価 補正係数
17	車止撤去	1.04
18	電気防食取付	1.04
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23	ペトラタム被覆	1.04
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26	かき落とし工	1.04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29	灯浮標設置・撤去	1.03
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作 給熱養生	1.03